

都市建設常任委員協議会
令和 3 年 8 月 19 日
企業局水道部上水道総務課

令和2年度青森市水道事業会計剰余金の処分案について

<剰余金の概要及び処分内容について>

【概要】

地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分については、議会の議決が必要である。

【処分内容】

決算の認定議案と同一議案とし、減債積立金を使用して企業債を償還した後に振り替えられた未処分利益剰余金 (①) から、当年度純損失の補てん分 (②) を差し引いた後の額 (③) 495,594,819円を資本金に組み入れる (④)。

(単位：円)

負債	固定負債	企業債、引当金等		
	流動負債	企業債、引当金等		
	繰延収益	長期前受金		
		△長期前受金収益化累計額		
資本	資本金	自己資本金		
	剰余金	資本剰余金 (受贈財産評価額、国庫補助金等)		
		減債積立金	516,660,332	
		利益剰余金	企業債償還後に振り替えられた未処分利益剰余金 516,660,332 ①	未処分利益剰余金 495,594,819 ③ (①-②)
		[当年度純損失補てん分] 21,065,513 ②	④	